

21 犯罪被害者等支援施策の充実強化について

犯罪被害者等給付金の早期支給など支援策のさらなる充実を図るとともに、地方が地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策に取り組むことができるよう十分な財政措置を講じること。

【背景理由等】

犯罪被害者等への経済的支援については、犯罪被害給付制度が一定の役割を果たしているところで

す。しかし、現行制度においては、給付金の審査開始から給付までに約9か月もの期間を要しているほか、その額も犯罪被害者等の損害を補填するには十分なものではありません。

このため、犯罪の被害に遭われた方は、被害直後から、医療費などの新たな経済的負担が生じ、さらには、精神的なダメージによって就労不能となり収入が途絶えるにもかかわらず十分な支援を受けられないことから、経済的困窮を強いられています。

特に、性犯罪被害者は身体の外傷に比して心的な被害を負う場合も多いところ、被害の程度によって犯罪被害給付制度の重傷病給付金の給付の対象とならず、困窮する事案が生じています。

また、犯罪によって被害者等に生じた損害については、一義的には加害者が責任を負うべきところ、加害者の賠償責任が果たされない事例や、賠償が見込めないことを理由に損害賠償請求の訴訟を断念する事例が生じています。

加えて、民間犯罪被害者支援団体は、善意の浄財やボランティアに支えられている団体が多いため、財政面や人材面で困難を抱えております。また、同団体は、迅速かつ長期にわたり、行政では行き届かない民間ならではのきめ細かな途切れのない支援を行っており、犯罪被害者等支援を進める上で必要不可欠な団体です。

政府の犯罪被害者等施策推進会議においては、令和5年6月に「犯罪被害者等施策の一層の推進について」を決定し、必要な施策を実施することとされていますが、犯罪被害者等が安心して暮らせる社会の実現に向けては、犯罪被害者等給付金の早期支給、性犯罪被害者に特化した給付金、犯罪被害者等が確実に損害賠償を受けられる制度の創設、民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援及び経済的支援をはじめとする犯罪被害者等支援施策に取り組む地方公共団体に対する十分な財政措置など、支援策のさらなる充実が必要です。

【具体的な提言事項】

(1) 犯罪被害者等に対する経済的支援の充実及び迅速な犯罪被害者等給付金の支給等

犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるとともに、犯罪被害者等給付金の早期支給や性犯罪被害者への支援に特化した「性犯罪被害者給付金」の創設を検討すること。

(2) 損害回復の確保

犯罪被害者等の誰もが確実に損害賠償を受けられる制度を創設すること。

(3) 民間犯罪被害者支援団体への更なる財政的支援

犯罪被害者等は、被害直後から警察への被害届提出や犯罪捜査への協力等、日常生活では想像できない慣れない複雑な対応に追われるため、犯罪被害者等の資力要件に関わらず弁護士相談、警察署や裁判所等への付添等のきめ細かな支援を行う民間犯罪被害者支援団体が将来にわたり安定した支援活動を実施できるよう、更なる財政的支援を行うこと。

(4) 地域の実情に応じた支援施策を充実・強化するための財政措置

地方公共団体が地域の実情に応じた犯罪被害者等支援施策を充実・強化できるよう、必要となる経費について十分な財政措置を講じること。